

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和7年8月25日）

○議事日程

令和7年8月25日 午後3時30分 開議

- 第1 会期の決定
- 第2 報告第11号 令和6年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告について
- 第3 議案第10号 令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）
- 第4 議案第11号 アンモニア水の取得について
- 第5 議案第12号 かせいソーダの取得について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監7の第4号 例月出納検査結果報告の提出について

○出席議員 21人

|     |    |       |    |     |    |    |   |
|-----|----|-------|----|-----|----|----|---|
| 1番  | 大西 | しょういち | 君  | 13番 | 鈴木 | 理恵 | 君 |
| 2番  | 岡田 | あき    | 知君 | 14番 | 太田 | 勝己 | 君 |
| 3番  | 野上 | らん    | 君  | 15番 | 井上 | 浩  | 君 |
| 4番  | 金子 | 恵美    | 君  | 16番 | 南方 | 武  | 君 |
| 5番  | 今村 | 直人    | 君  | 17番 | 吉村 | 拓哉 | 君 |
| 6番  | 片山 | 一歩    | 君  | 18番 | 奥田 | 信宏 | 君 |
| 7番  | 上田 | 智隆    | 君  | 19番 | 中田 | 靖人 | 君 |
| 8番  | 高見 | 亮     | 君  | 20番 | 松井 | 育人 | 君 |
| 9番  | 今田 | 信行    | 君  | 21番 | 福本 | 健一 | 君 |
| 11番 | 永田 | 典子    | 君  | 22番 | 服部 | 浩之 | 君 |
| 12番 | 荒木 | 肇     | 君  |     |    |    |   |

○欠席議員 1人

10番 土岐 恭生 君

○職務のため出席した事務局職員

|            |       |
|------------|-------|
| 総務部総務課長代理  | 嶋村 浩一 |
| 総務部総務課担当係長 | 児島 知仁 |

○議場に出席した執行機関及び説明員

|               |        |
|---------------|--------|
| 管 理 者         | 横山 英幸  |
| 副 管 理 者       | 大松 桂右  |
| 事 務 局 長       | 松井 年徳  |
| 総 務 部 長       | 村山 昌代  |
| 施 設 部 長       | 中村 俊一  |
| 総 務 部 総 務 課 長 | 道上 竜太郎 |
| 総 務 部 経 理 課 長 | 川崎 邦夫  |

|             |           |
|-------------|-----------|
| 施設部施設管理課長   | 藤 井 良 一   |
| 施設部建設企画課長   | 成 瀬 新 吾   |
| 施設部工場建設担当課長 | 竹 中 一 純   |
| 西 淀 工 場 長   | 中 尾 友 行   |
| 平 野 工 場 長   | 山 本 隆 起   |
| 東 淀 工 場 長   | 豊 島 義 裕   |
| 八 尾 工 場 長   | 澄 川 和 典   |
| 舞 洲 工 場 長   | 雑 喉 礼 人   |
| 代 表 監 査 委 員 | 阪 井 千 鶴 子 |

## 開 会

令和7年8月25日午後3時30分開会

○議長（鈴木理恵君） ただいまの出席議員が定足数に達しておりますので、これより、大阪広域環境施設組合議会令和7年第2回定例会を開会いたします。

## 開 議

○議長（鈴木理恵君） 本日の会議を開きます。

○議長（鈴木理恵君） この際申し上げます。本日の会議録署名議員に、野上らん君、金子恵美君の御両君を指名いたします。

○議長（鈴木理恵君） この際申し上げます。議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、配付いたしております。

○議長（鈴木理恵君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

○議長（鈴木理恵君） お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木理恵君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（鈴木理恵君） 次に、日程第2、報告第11号、令和6年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告についてを議題といたします。

○議長（鈴木理恵君） 理事者の説明を求めます。

松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） それでは、報告第11号、令和6年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告について御説明を申し上げます。

資料、令和6年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算に係る主要な施策の成果に関する報告書を御覧くださ

い。

まず、1ページですが、最下段にございます、第2主要な事業の成果でございます。

まず、1. 歳入の（1）発電収入でございますが、下から2行目を御覧ください。

令和6年度における売電量及び電力売払収入額につきましては、電力会社が売電量3億3,116万キロワットアワーで売払収入額が44億1,880万3,071円、その他施設が売電量249万キロワットアワーで売払収入額が2,431万3,058円となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

中段から少し上の（3）廃棄物処理費でございますが、まず、①焼却処理におきまして、令和6年度の焼却処理実績を表にまとめております。

なお、資料につきましてはキログラム単位で表記しておりますが、御説明はトン単位で申し上げます。

年間焼却処理量は、100万5,492トンでございますが、各構成市の内訳といたしましては、大阪市分88万1,622トン、八尾市分6万2,166トン、松原市分2万7,885トン、守口市分2万9,879トンを焼却処理しております。

次に、②破砕処理でございますが、令和6年度の破砕処理実績を表にまとめております。

破砕処理実績といたしまして、年間破砕処理量8,597トン、そのうち鉄・アルミの資源化量が1,544トンとなっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

③埋立処分でございますが、令和6年度の埋立処分実績を表にまとめております。

年間埋立処分量は、14万7,419トンでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出決算の総括でございますが、歳入決算額195億9,042万7,811円に対して、歳出決算額も195

億9,042万7,811円で、歳出規模は前年度より17.4%の増となっております。

これは、給与改定などに伴う人件費の増や、鶴見工場建替事業の工事費の増などにより、歳出規模が増となったものでございます。

歳入決算額及び歳出決算額は同額でございますが、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに0円でございます。

次に、予算と決算の比較について御説明をいたします。

まず、6ページ、7ページの歳入ですが、合計は最下段、予算現額198億6,239万6,200円に対し、決算額は195億9,042万7,811円で、差引き2億7,196万8,389円の減となっております。

差引増減の主なものについて御説明をいたします。

まず、1款分担金及び負担金ですが、歳出の減及び発電収入の増などに伴い、6億4,648万6,535円の減となっております。

次に、5款諸収入ですが、発電収入の増などに伴い、3億6,419万6,268円の増となっております。

次に、8ページ、9ページの歳出ですが、合計は最下段、予算現額198億6,239万6,200円に対し、決算額は195億9,042万7,811円となっており、不用額は2億7,196万8,389円でございます。

不用額の主なものについて御説明をいたします。

3款廃棄物処理費ですが、退職者数が予定人数を下回ったことや、薬品使用量の減などにより、2億2,570万6,467円の不用が生じております。

報告第11号、令和6年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告についての御説明は、以上でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

（事務局長松井年徳君、自席へ）

**○議長（鈴木理恵君）** 次に、決算審査意見書につきまして、代表監査委員の説明を求めます。

阪井代表監査委員。

（代表監査委員阪井千鶴子君、答弁席へ）

**○代表監査委員（阪井千鶴子君）** 令和6年度の一般会計歳入歳出決算の審査につきまして、お手元に配付しております決算審査意見書として取りまとめ、管理者に提出いたしましたので、本日はその概要について御説明申し上げます。

お手元の意見書、1ページを御覧ください。

まず、第1大阪広域環境施設組合監査委員監査基準への準拠ですが、この決算審査は大阪広域環境施設組合監査委員監査基準に準拠して実施しております。

次に、第2審査の種類ですが、地方自治法第233条第2項に規定された決算審査でございます。

次に、第3審査の対象ですが、令和6年度大阪広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算を対象としております。

次に、第4審査の着眼点ですが、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査することを主たる着眼点として審査を行いました。

次に、第5審査の主な実施内容ですが、試査を基本とし、決算書等に対する分析的手続、関連証ひょうの突合、関連書類の閲覧等の手法を組み合わせ実施いたしました。

次に、第6審査の実施場所及び日程ですが、実施場所は組合庁舎、実施日程は令和7年5月13日から7月29日まででございます。

次に、第7審査の結果ですが、ただいま述べました第1から第6までの事項のとおり審査した限り、重要な点において決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められました。

続きまして2ページを御覧ください。

第8意見につきまして、御説明いたします。

まず、1歳入・歳出についての（1）総括を御覧ください。

令和6年度の大阪広域環境施設組合一般会計における決算額は、歳入、歳出とも195億9,042万8,000円となり、予算現額198億6,239万6,000円に対し、2億7,196万8,000円の減となりました。

令和5年度の決算額166億8,697万6,000円からは、29億345万2,000円の増となりましたが、主な要因としましては、令和5年度より着手した鶴見工場建替事業が計画どおり進捗したことによる歳出の増、これに伴う国庫支出金、組合債による歳入の増などによるものでございます。

令和6年度予算の執行はおおむね適正に行われておりましたが、令和5年4月から着手している鶴見工場建替事業の進捗に伴う歳出の増、経年劣化が進行する焼却工場の整備工事など施設整備費が増加傾向にあること、さらに、物価上昇に伴う歳出の増などが見込まれることから、これまでも増して発電収入やその他自主財源の最

大化をめざしつつ、効率的かつ効果的な事業運営による経費削減に努めるよう求めています。

次に、5ページの（2）発電収入についてを御覧ください。

自主財源となる発電収入は、令和6年度44億4,311万6,000円であり、令和5年度に比べ売電単価が下降したことにより、18億7,326万3,000円の減となりました。

令和7年度では売電単価は上昇したものの、工場の稼働に必要となる光熱水費や薬品等についても依然高値で推移していることから、焼却工場の安定稼働により一層努めるとともに、焼却炉の効率的な運転や所内負荷の削減などによる売電電力量の増加や、売電単価の上昇につながる工夫を講じ、発電収入の確保に最大限努めるよう求めています。

次に、6ページの（3）焼却工場別決算状況についてを御覧ください。

焼却工場については、今後、各設備の老朽化・経年劣化への対応が一層求められる状況であることから、引き続き焼却工場の安定稼働と経費の低減化に最大限努めるよう求めています。

次に、7ページの2経営計画【第2次】についてを御覧ください。

経営計画に関しましては、昨年度、毎年度作成される経営計画の実績報告書の記載にあたって意見を述べたところではありますが、継続的に改善に取り組んでいただきつつ、令和8年度に向け策定されている第3次経営計画での目標設定にあたって、目標達成までのロードマップを導入したり、数値目標については、既に達成できている、あるいは達成可能であると判断されるような数値を設定しないよう求めています。

次に、3住之江工場の運営事業についてを御覧ください。

住之江工場では、令和4年11月に策定した運営業務モニタリングマニュアルを用いて、環境施設組合が民間事業者による運営のモニタリングを行っており、本マニュアルについて継続的に見直しを行い、より一層適正なモニタリングに努めるよう求めています。

また、DBO方式による民間事業者独自の効率的・効果的な工場運営のノウハウ等を可能な範囲で導入することで、環境施設組合にて運営している焼却工場がより効率的・効果的な運営となるよう求めています。

住之江工場は、民間事業者による運営が2年を経過し

たこともあり、環境施設組合での運営とDBO方式による民間事業者での運営に要する経費の比較をはじめ、DBO方式そのものの評価について、計画的に取り組むよう求めています。

最後に4鶴見工場建替・運転委託事業についてを御覧ください。

鶴見工場については、建替工事における工事監理が、既に策定されている設計・施工モニタリングマニュアルに基づいて行われており、引き続き適正に工事監理を進めるよう求めています。

また、今後予定されている入札後の急激な価格水準の変動に対応する措置として行う費用などの算定にあたっては、妥当性を十分に検証のうえ対応するよう求め意見を締めくくっております。

9ページ以降は、決算審査資料を科目別に整理してまとめたものでございます。

決算審査意見書の概要につきましては、以上となります。

（代表監査委員阪井千鶴子君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） これより質疑を行います。

○議長（鈴木理恵君） 今田信行君の質疑を許します。

9番、今田信行君。

（9番今田信行君、発言席へ）

○9番（今田信行君） 大阪市会の今田です。よろしくお願いたします。

ごみ焼却工場の安定的な操業を確保する観点からはですね、環境施設組合においても事業運営に必要な要員の確保や、職員の勤務労働条件の改善に取り組む必要があると考えております。

環境施設組合では将来的な職員数の不足や、職員の高齢化に対応するために、令和5年度から新たに技能職員の採用を開始したとのことですが、これまで運営に必要な職員の確保ができていますか。

また、いわゆる働き手不足問題に対応するためにもですね、勤務労働条件の改善をしっかりと進めるべきと考えております。

ここ数日も、熱中症警戒アラート等出ておりますけれども、本年6月からは、国においても事業者への熱中症対策などの義務化も進められております。

焼却工場における熱中症対策について、これまでどのような取組を進めてきたのか併せてお伺いします。

○議長（鈴木理恵君） 理事者の答弁を許します。

道上総務部総務課長。

（総務部総務課長道上竜太郎君、答弁席へ）

○総務部総務課長（道上竜太郎君） お答えいたします。

技能職員の採用については、令和5年度より再開し、施設運営に必要な職員数の確保に努めております。

採用試験については、採用の前年度に実施しておりますが、毎年5名の採用予定者数に対しまして応募者数は、令和4年度が25名、令和5年度が23名、令和6年度が27名でございました。

熱中症対策については、各工場でのスポットクーラーや大型の工業用扇風機の活用や、冷却スプレー等の配備に加え、令和5年度からは工場で勤務する職員へ空調服ベストを貸与するなど、作業環境の改善を進めてまいりました。

また、適切な休憩時間を確保することや、水分・塩分補給を十分に行うことについても注意喚起しております。

さらに、令和7年度からは、労働安全衛生規則の改正を受け、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際における、作業員の体調に異常を発見した場合の報告・連絡体制及び、作業員の異常を把握した場合に必要な措置を講じるための対応手順等の周知を徹底しており、各工場において、報告・連絡体制の再確認や処置フロー図の掲出等を行うとともに、新たに経口補水液の配備も開始するなど、より一層の対策を図っております。

以上でございます。

（総務部総務課長道上竜太郎君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 9番、今田信行君。

○9番（今田信行君） 次にですね、先日、住之江工場を視察させていただきました。住之江工場の運営形態はDBO方式を採用しており、運営は民間に委託されているということでありました。

今回の組合議会で先立ち、昨年9月の議会で我が会派から質疑を行っております、その内容もですね、昨年8月に気象庁より南海トラフ地震臨時情報が発表され、南海トラフ地震に対しての意識が高まってきていることを受けての質疑でありました。

日本全体では、毎年のように大きな自然災害が発生しており、災害リスクに対して準備を進めることが重要と考えておりますけれども、民間委託している工場での災害時の緊急対策や体制はどのようになっているのかお伺

いします。

○議長（鈴木理恵君） 藤井施設部施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

住之江工場で採用しているDBO方式とは、工場建物や設備の設計・施工から、定期整備工事や薬品の発注等の資材調達を含めた運転管理業務を、一括して長期にわたって民間事業者へ委託する方式です。

現在、運営事業を開始してから3年目を迎えており、問題なく順調に運営しているところでございます。

災害時の緊急対応についてでございますが、当組合が定める業務継続計画、いわゆるBCPや、大規模災害（震災）対応マニュアルに準拠して、運営事業者においてもマニュアルを整備し、運用しているところでございます。

例年1月と9月に当組合が実施している災害時対応訓練に運営事業者も参画し、直営工場と同様の訓練を実施するなど、緊密な連携を図ることにより実効性を高める取組を行っております。

また、住之江工場では組合職員と運営事業者により、例年実施している訓練とは別に地震発生時の対応訓練を行うなど、焼却工場の運営形態に関わらず、災害に対する備えに万全を期しているところでございます。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 9番、今田信行君。

○9番（今田信行君） 民間委託している工場においてもですね、災害時緊急対応の体制を確保し、組合と民間事業者の緊密な連携のもと、積極的に取り組んでおられるということがわかりました。

先ほども申し上げましたけれども、自然災害はいつ、どのようなタイミングで発生するかわからないことから、事前の備えが極めて重要であります。

工場の運営形態にとらわれることなくですね、災害時の緊急対応を速やかに、かつ適切に行えるよう、引き続き訓練や研修を実施することや、適宜マニュアル類も見直すなどしてですね、災害時の緊急対応力を高めていくよう要望させていただきます。

また、災害級の暑さと言われる猛暑がですね、年を追うごとに本当に厳しさを増しております。熱中症対策も含め、環境施設組合職員の勤務労働条件の改善もさらに

進めたいというふうに思っております。

昨今の働き手不足という厳しい状況下ではありますが、現場で業務に従事する工場職員はエッセンシャルワーカーであり、市民生活に欠かすことのできない存在であります。

市民の快適で衛生的な生活環境を維持し続けるため、ごみ処理事業が決して滞ることのないようにですね、技能職員の採用については切れ目なく、計画的かつ持続的に行うよう併せて要望し、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

（9番今田信行君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 次に、井上浩君の質疑を許します。

15番、井上浩君。

（15番井上浩君、発言席へ）

○15番（井上浩君） 大阪市の井上でございます。私からも報告第11号につきまして、質疑をさせていただきます。

まず、職員数の推移についてでございますが、令和5年度と令和6年度において、焼却工場で勤務する職員数がどのように変わったのかについてお尋ねをいたします。

○議長（鈴木理恵君） 理事者の答弁を許します。

道上総務課長。

（総務部総務課長道上竜太郎君、答弁席へ）

○総務部総務課長（道上竜太郎君） お答えいたします。

焼却工場の令和6年度決算における職員数は354名であり、退職者16名に対して新規採用者が7名であることから、令和5年度決算と比較しますと9名の減となっております。

以上でございます。

（総務部総務課長道上竜太郎君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） ごみ焼却工場の運営維持管理につきましては、高度な運転技術と設備故障の未然防止など、工場の安定稼働を支える運転管理能力が必要でありまして、それらは長い経験と知識の積み重ねにより取得できるものとお聞きをしております。

繰り返し私求めてまいりましたが、新規職員の採用、これに踏み切っていただいたということ、この間ですね、踏み切っていただいておりますので、今後の職員体

制の推移については、しっかり注視をしてみたいというふうに考えてございます。

これも繰り返し申し上げますが、ぎりぎりの職員体制で工場を運営するという状況が続きますと、急迫不正の事態に決して対応できません。

これまで培った技術力を継承し、安全で安定したごみ処理を担うために、必要な職員の採用と育成に努めていただくことをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木理恵君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） 次にですね、住之江工場建替にかかるDBO方式の評価について、お尋ねをいたします。

今回の決算書に添付されてございます、大阪広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査意見書の7ページでございますが、住之江工場の運営事業について記載されております。「住之江工場においては竣工後2年経過したことから、環境施設組合による工場運営とDBO方式による工場運営との経費比較をはじめとしたDBO方式そのものの評価について計画的に取り組まれない。」とあります。

これは私も質疑の中で求めてきたことであります。それが意見書の中にも反映されてございます。

今後、この点どのように取り組んでいかれるのか、御答弁をお願いします。

○議長（鈴木理恵君） 成瀬施設部建設企画課長。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（成瀬新吾君） お答えいたします。

住之江工場更新・運営事業につきましては、DBO方式で実施しているところ です。

DBO方式とは、工場建物や設備の設計・施工から、現在、当組合の技術職員が行っている定期整備工事や薬品の発注等の資材調達を含めた運転管理業務を一括して、長期にわたって民間事業者へ委託する方式でございます。

住之江工場につきましては、令和5年4月に運転開始しており、問題なく順調に運営しております。

DBO方式を含む運営形態につきましては、引続き調査・効果検証を計画的に進めてまいります。

以上でございます。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） DBOの問題につきましても、も

う何度も質疑をさせていただいてまいりました。

特に、どういうメリットがあるんですかということ、費用対効果も含めてですけれども、その点について主に聞きをしてまいりましたけれども、何回も質疑をしてまいりましたけれども、目に見える費用対効果ということでは十分示されてこなかったのかなと認識を持っていますので、この意見書のとおりしっかり検証をしていただくことが私重要であるというふうに考えてございます。

これは業務内容の性質がまったく違いますので、同列に論じるつもりはもうまったくないんですけれどもね、橋下市政以降ですね、いろんな分野で民営化あるいは民間委託というのがかなり強行にですね、進められてまいりました。

その都度、私議論をさせていただきましたけれども、例えばですね、これももちろん今申し上げたように同列に論じるつもりはまったくないですよ。例えばとしてお聞きいただきたいと思うんですけども、私24区区役所の中で住民票を発行したりとかいう分野、これはもう直営でね、やっぱり個人情報扱うところでありまして、これはもう直営でやるべきではないですかとずっと私議論してまいりました。

昨年のお市会決算委員会で、この問題どうなったかということが議論の俎上にのぼりまして、理事者こういう答弁をされております。「令和7年度以降は委託を実施する場合の財政効果額はマイナスとなる見込みであり、直営の場合と比べ逆転すると言わざるを得ないと考えております。」やる意味あるんですかと。民間にお任せする意味があるんでしょうかという曲がり角にですね、来ているというふうに考えておりますので、各分野でこういった費用対効果も含めた検証、安全・安心の部分での検証というのをしっかりね、私はしていかなければならないというふうに考えてございます。

従いまして、これからDBOの検証をね、進めていくということでございますので、当然、財政効果額の点についても検証を行っていくことになるでしょう。

それを精査したときにですね、人件費はこれだけ減りました、減らしました。これではですね、メリットと到底言えないというふうに思うんですね。そういうことも深くしっかり検証していただいて、もし、そういったですね、区役所の窓口のような検証結果、マイナスになるよと、じゃあ元に戻しましょうよと言いたいところであ

りますけれども、そういう結果が仮にですね、出るようなことになればですね、私は公共の役割と責任をしっかりと果たす方向に転換をすべきだというふうに考えてございます。その点しっかりと御留意をいただきたいと思っております。

以上で質疑を終わります。

（15番井上浩君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（鈴木理恵君） これより採決に入ります。

報告第11号について採決いたします。

○議長（鈴木理恵君） お諮りいたします。報告第11号について、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木理恵君） 御異議なしと認めます。よって、報告第11号について、認定すべきものと決しました。

○議長（鈴木理恵君） 次に、日程第3、議案第10号、令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）ないし日程第5、議案第12号、かせいソーダの取得についてを一括して議題といたします。

○議長（鈴木理恵君） 理事者の説明を求めます。

松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） それでは、まず、議案第10号、令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算書（第2号）の2ページを御覧ください。

本補正予算案につきましては、全て令和8年度以降の債務負担行為を設定するものでございます。

1行目から3行目の債務負担行為につきましては、年度当初から契約の履行を行う必要がある物品、業務委託、工事の契約において、入札執行年度の予算を0円とする債務負担行為、いわゆるゼロ債務負担行為を設定し、旧年度中に契約を締結することで、入札時期の平準化及び、本組合からの適正な指示・事業者の準備期間の確保を目的としたものでございます。

それぞれの内容につきましては、物品・業務委託等総務事業としまして、総務費の物品・業務委託に係る契約で9,913万2,000円、物品・業務委託等廃棄物処理事業と

しまして、廃棄物処理費の物品・業務委託に係る契約で31億891万3,000円、廃棄物処理施設整備工事としまして、廃棄物処理施設の整備工事に係る契約で21億9,481万1,000円を計上しております。

次に、4行目、西淀工場整備に伴う検討調査ですが、令和11年度より西淀工場の整備を計画しており、整備後は民間事業者への運営委託を検討しております。

事業を民間事業者に委託するにあたり、事前にPFI導入可能性調査を含む基本計画の策定、事業者選定支援などの業務を、令和8年度の早期より業務委託する必要があり、入札執行年度の予算を0円とし、期間を令和8年度から令和10年度とする債務負担行為を9,270万円計上しています。

最後に、鶴見工場建替・運転委託事業（追加分）ですが、現在実施しております鶴見工場建替工事において、急激な賃金、物価の変動に対応する、いわゆるインフレスライド条項適用に伴い、契約金額の変更が生じるなどにより、11億6,966万円の債務負担行為の追加を計上しております。

令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）についての御説明は以上でございます。

続きまして、議案第11号、アンモニア水の取得について及び議案第12号、かせいソーダの取得についてにつきまして、一括して御説明申し上げます。

これらは、焼却工場の運営において発生する排ガス中の有害物質を除去するために必要な工業薬品である、アンモニア水及びかせいソーダを買い入れるものでございます。

それぞれ予定価格が7,000万円以上となりましたため、大阪広域環境施設組合財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、日程第3、議案第10号、令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）ないし日程第5、議案第12号、かせいソーダの取得について御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

（事務局長松井年徳君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） これより採決に入ります。

議案第10号ないし議案第12号について、一括して採決いたします。

○議長（鈴木理恵君） お諮りいたします。議案第10号ないし議案第12号について、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木理恵君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号ないし議案第12号は、いずれも原案どおり可決されました。

閉 議

○議長（鈴木理恵君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（鈴木理恵君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後4時5分開会

大阪広域環境施設組合議会議長

鈴木 理恵

大阪広域環境施設組合議会議員

野上 らん

大阪広域環境施設組合議会議員

金子 恵美

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和7年8月25日）（終）